# 県民せいきょう小規模多機能ホーム 宝永きらめきハウス 重要事項説明書

# 当事業所は介護保険の指定を受けています。 (福井市 指定 第1890100181号)

当事業所は利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の 概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明しま す。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護(支援)」と認定された 方が対象となります。要介護(支援)認定をまだ受けていない方でもサービスの利 用は可能です。

## ◇◆目次◆◇

1.	事業者	3
2.	事業所の概要	3
3.	事業実施地域及び営業時間	4
4.	従業者の配置状況	
5.	事業所が提供するサービスと利用料金	4
6.	苦情の受付について	8
7.	事故発生時の対応について	8
8.	緊急時における対応方法	9
9.	運営推進会議の設置	9
10.	非常災害対策	9
11.	サービス利用にあたっての留意事項	9
12.	虐待の防止について	10
13.	身体拘束について	10
14.	衛生管理等	10
15.	業務継続計画の策定等について	11
16.	ハラスメント対策の強化	11
17.	サービス提供の記録	11
18.	第三者による評価の実施状況	11

# 1. 事業者

事業者名称	福井県民生活協同組合				
代表者氏名	理事長 檜原 弘樹				
本部所在地 (連絡先)	〒910-8557 福井市開発町5丁目1603番地 福井県民生活協同組合 電話 0776-52-3300 ファックス 0776-52-2030				
法人設立年月日	昭和 52 年 9 月 16 日				
ホームページ	http://www.fukui.coop/				

# 2. 事業所の概要

# (1) 事業所の所在地等

事業所の種類	指定小規模多機能型居宅介護事業所					
事業所の名称	県民せいきょう小規模多機能ホーム 宝永きらめきハウス					
介護保険 指定事業者番号	福井市 第 1890100181 号(平成 19 年 10 月 1 日指定)					
事業所所在地	〒910-004 福井市宝永 3 丁目 3 番 1 号					
連絡先	電話 0776 - 24 - 0800 ファックス 0776-24-0811					
管理者氏名	佐藤 裕平					

# (2) 事業所の目的および運営方針

事業所の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が 自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的とし て、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合 わせてサービスを提供します。
事業所の運営方針	利用者1人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

# (3) 事業所の定員及び設備の概要

	登録定員	25 名(要支援・要介護)	
定員	通いの利用定員	15 名/日	
	宿泊の利用定員	5名/日	
居間及び食堂 宿泊室 浴室 送迎車		1室	
		5 室	
		1室(介助リフト設置)	
		2 台	

## 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福井市内

## (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	日~土曜日 基本時間は9時~17時とします。(6時~21時も可能)
訪問サービス	希望・必要に応じて適宜対応致します。
宿泊サービス	日~土曜日 21時~翌6時 ※希望に応じて適宜対応いたします。

<sup>※</sup> 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

## 4. 従業者の配置状況

事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する従業者と して、以下の職種の従業者を配置しています。

## <主な従業者の配置状況>※従業者の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種常勤		非常勤計		職務の内容		
1. 管理者	1人	0人	1人	事業内容調整		
2. 介護支援専門員	1人	0 人	1人以上	サービスの調整・相談業務		
3. 介護職員	2 人以上	3人以上	5 人以上	日常生活の介護・相談業務		
4. 看護職員	0人	1人	1人以上	健康チェック等の医療業務		

## 5. 事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合(介護保険の給付の対象となるサービス)
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 (介護保険給付の対象とならないサービス)

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

介護サービスを受ける時に支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に記された割合を乗じた金額です。ただし、介護保険料の滞納等がある場合(給付額減額措置)にはこの限りではありません。ア〜ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます((5)参照)。

## <サービスの概要>

#### ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能

訓練を提供します。

#### ①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

#### **②入浴**

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

#### ③排せつ

・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切 な援助を行います。

#### ④機能訓練

・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

#### ⑤健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

#### ⑥送迎サービス

・利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

#### イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等 (水道・ガス、電気を含む) は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
  - i 医療行為
  - ii 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
  - iii 利用者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受や飲食等のもてなし
  - iv 利用者の日常生活を超えた訪問サービスの提供(大掃除、庭掃除)
  - v 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
  - vi 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命 や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
  - vii 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
  - viii その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

#### ウ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能 訓練を提供します。

## <サービス利用料金>

利用者からいただく利用者負担金は(別表)「料金表」のとおりです。

#### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

#### <サービスの概要と利用料金>

## ア 食事の提供(食事代)

利用者に提供する食事に要する費用です。

(朝食) 420円 (昼食) 660円 (夕食) 600円

## イ 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊につき: 1,500円

#### ウ おむつ代など

(オムツ 1枚) 150円 (尿取りパット 1枚) 50円

# エ レクリエーション、クラブ活動(教養娯楽費)

希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 材料代など実費をいただきます。

#### オ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。

1枚につき 20円

#### カ その他

- ・前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護において提供される便宜の うち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負 担頂くことが適当と認められる費用は別途、請求します。
- ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する ことがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1ヶ月前までに説明します。

# (3) 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い 方法について

① 利用料、利用者負 ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費 担額(介護保険を 用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額によ 適用する場合)、そ り請求いたします。 ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日まで の他の費用の請求 に利用者あてにお届け(郵送)します。 方法等 ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控え と内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの ② 利用料、利用者負 担額(介護保険を 方法によりお支払い下さい。 適用する場合)、そ (ア)利用者指定口座からの自動振替 (イ)現金支払い の他の費用の支払 い方法等 ィ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書 をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに1ヶ月の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## (4) 利用の中止、変更、追加

- ① 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ② 利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の24時間前までに事業所に申し出てください。
- ③ 5.(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.(2)の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の24時間前までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の 24 時間前ま	でに申し出があった場合	無料
利用予定日の 24 時間前ま	でに申し出がなかった場合	予定されていた食事及び 宿泊に要する費用の全額

④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## (5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

#### 6. 苦情の受付について

## (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者

【職名】 施設長:佐藤 裕平

○苦情解決窓口者

担当: 櫻井 里恵子

0776 - 24 - 0800

○受付時間 毎週 日曜日~土曜日

 $9:00\sim17:00$ 

また、苦情受付ボックスを玄関ホールに設置しています。

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

- / 14 Sababa						
福井市役所介護保険課	〒910-8511 所在地 福井市大手 3 丁目 10-1 電話番号 0776-20-5715 FAX 0776-20-5766 受付時間 月曜~金曜 午前 9 時~午後 5 時					
国民健康保険団体連合会	所在地 福井市西開発 4-202-1 電話番号 0776-57-1614 FAX 0776-57-1615 受付時間 月曜~金曜 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分					
福井県社会福祉協議会	所在地 福井市光陽 2 丁目 3 番 22 号 電話番号 0776-24-2339 FAX 0776-24-8941 受付時間 月曜~金曜 午前 9 時~午後 5 時					

## 7. 事故発生時の対応について

事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。利用者に対する小規

模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速や かに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

	保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
損害賠償責任保険	保険名	介護サービス事業者賠償責任保険
	補償の概要	対人・対物賠償等

## 8. 緊急時における対応方法

事業者は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医等に連絡などの措置を講じます。

主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

#### 9. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

#### <運営推進会議>

構 成:利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催:隔月で開催。

会議録:運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

場 所: 県民せいきょう 小規模多機能ホーム 宝永きらめきハウス

#### 10. 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り 組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(介護支援専門員・櫻井 理恵子)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回 8月・2月)

#### 11. サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を提示してください。
- ② 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用ください。これに反した利用により 破損等は生じた場合、弁償していただく場合があります。

- ③ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ④ 所持金品について、現金等貴重品は持参されないようお願いします。やむを得ず持参 が必要な場合は、事業所の金庫で預からせて頂きます。その他の所持品は自己管理と なります。
- ⑤ 事業所内での他の利用者の対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

#### 12. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を 講じます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができる。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催します。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。 虐待防止に関する担当者:管理者が担当します。
- ⑤事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを 市町に通報します。

#### 13 身体拘束について

- (1) 事業者は、身体拘束等の適正化のために、次の措置を講じます。
  - ①事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ②事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
  - ③事業所において従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催します。
- (2) 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人、または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることを留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日次、理由及び態等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性・・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ②非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及

ぶことを防止することができない場合に限ります。

③一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 14. 衛生管理等

- (1)利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 15.業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 16.ハラスメント対策の強化

適切な小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

#### 17.サービス提供の記録

- (1) 小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録は完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。

#### 18. 第三者による評価の実施状況

			実施日				
第三者による評価の	1 あ	っり	評価機関名称				
実施状況			結果の開示	1	あり	2	なし
	(2)な	さし					

## (その他運営についての留意事項)

- 1 事業所は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第28条第2項に規定する政令で定める物等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
  - (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族 から求められたときは、これを提示する。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意 を 利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書に て得ておくものとする。
- 4 小規模多機能居宅介護事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及び その家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサ ービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、 当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 6 事業所は、小規模多機能居宅介護事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
- 7 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審 査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供す るものとする。
- 8 小規模多機能居宅介護事業の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに小規模多機能居宅介護事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知するものとする。

- 9 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを 利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本組合が定めるものとする。

平成21年	4月	一部改正	平成24年	4月	一部改正
平成24年1	2月	一部改正	平成26年	4月	一部改正
平成26年	4月	一部改正	平成27年	8月	一部改正
平成28年	4月	一部改正	平成29年	4月	一部改正
平成30年	4月	一部改正	令和元年	5月	一部改正
平成30年	4月	一部改正	令和4年	4月	一部改正
令和元年 1	2月	一部改正	令和2年	4月	一部改正
令和2年 1	2月	一部改正	令和3年	4月	一部改正
令和3年	6月	一部改正	令和4年 1	0月	一部改正
令和4年 1	1月	一部改正	令和6年	4月	一部改正
令和7年	6月	一部改正	令和7年	7月	一部改正
令和7年 1	0月	一部改正			

# (別表) 県民せいきょう小規模多機能ホーム 料金表

利用者がサービスを利用した場合の基本料金は以下のとおりであり、介護サービスをうける時に支払う金額は、<u>介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に記された割合を乗じた金額です。</u>ただし、介護保険料の滞納等がある場合(給付額減額措置)にはこの限りではありません。

## ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。

(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合

要介護度	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護
	1	2	1	2	3	4	5
1. サービス 利用料金	35,086 円	70,905 円	106,357 円	156,312 円	227,391 円	250,965 円	276,715 円

#### (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

・小規模多機能型居宅介護の利用者が、当該小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物 (サービス付き高齢者向け住宅)に居住の場合、

要介護度	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護
	1	2	1	2	3	4	5
1. サービス 利用料金	31,618円	63,877 円	95,831 円	140,844 円	204,864 円	226,109 円	249,327 円

①月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

②月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいず れかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- (ア) 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- (イ) 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます(上記5(2))
- (ウ) 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- (エ) 福井市のみ小規模多機能居宅介護における1単位の単価は、法の定めにより10.17

【加算】以下の用件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の用件	加算額		
加昇り性類	₩异♥ノ用件	基本利用料		
初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間 30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合	305円 (1日あたり)		
	(1)認知症加算(Ⅱ)に加え、認知症介護指導者研修修了者を配置し認知症ケアの指導を実施している場合	(I) 9, 356円 (1月あたり)		
認知症加算	(Ⅱ)認知症介護実践リーダー研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施をしている場合	(Ⅱ)9,051円 (1月あたり)		
	(Ⅲ)認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、M に該当される利用者	(Ⅲ) 7,729円 (1月あたり)		
	(IV) 要介護 2 に該当し、認知症日常生活自立度 II に該当される利用者	(IV) 4, 678円 (1月あたり)		
若年性認知症 利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合	8, 136円 (1月あたり)		
	(I) 当該事業所に於いて、専ら小規模 多機能型居宅介護事業所の職務に従事 する常勤の看護師を1名以上配置して いる場合	(I) 9, 153円 (1月あたり)		
看護職員配置加算	(Ⅱ)当該事業所に於いて、専ら小規模 多機能型居宅介護事業所の職務に従事 する常勤の准看護師を1名以上配置し ている場合	(Ⅲ)7, 119円 (1月あたり)		
	(Ⅲ) 当該事業所に於いて、小規模多機 能型居宅介護事業所の職務に従事する 看護職員を1名配置している場合	(Ⅲ)4,881円 (1月あたり)		

看取り連携体制 加算	厚生労働大臣が定める基準の適合する 利用者について看取り期におけるサー ビス提供を行った場合は、看取り連携体 制加算として、死亡日及び死亡日以前 30日以下について1日につき64単位を 死亡月に加算。ただし、この場合におい て、看護職員配置加算(I)を算定して いない場合は、算定できません	6 5 0 円 (1 日あたり)
訪問体制加算※	当事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置しており、算定月の当事業所における延べ訪問サービス回数が1月あたり20回以上の場合	10,170円 (1月あたり)
	(I)総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ)の加算要件に加え、地域包括ケア の推進と地域共生社会の実現に資する 取組みを行っている場合	(I) 12, 204円 (1月あたり)
総合マネジメント 体制強化加算※	(Ⅱ)利用者の心身の状況又は家族等を 取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護 支援専門員、看護師、准看護師、介護職 員その他の関係者が共同し、小規模多機 能型居宅介護計画の見直しを行い、利用 者の地域における多様な活動が確保さ れるよう、日常的に地域住民との交流を 図り、利用者の状態に応じて、地域の行 事や活動等に積極的に参加している場 合	(Ⅱ)8,136円 (1月あたり)
生活機能向上連携 加算 ( I )	訪問リハビリテーション若しくは通所 リハビリテーションを実施している事 業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業 療法士・言語聴覚士・医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成(変更)している場合。 護理学療法士・作業療法士・言語聴ど 士・医師は通所リハビリテーションはIC Tを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を定期的におこなった場合。	1, 017円 (1月あたり)

	訪問リハビリテーション若しくは通所	
生活機能向上連携 加算(Ⅱ)	助同リハヒリアーション若しては通所 リハビリテーションを実施している事 業所又はリハビリテーションを実施し ている医療提供施設の理学療法士・作業 療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を 訪問し身体状況等の評価(生活機能アセ スメント)を共同して行った場合。 介護支援専門員が生活機能の向上を目 的とした小規模多機能型居宅介護計画 を作成した場合。	2,034円 (1月あたり)
口腔・栄養 スクリーニング 加算 (I)	サービス利用者に対し、利用開始時及び 利用中6ヶ月ごとに、口腔の健康状態及 び栄養状態について確認を行い、当該情 報を介護支援専門員に文書で共有した 場合に算定する。	2034円 (1回あたり) 6ヶ月に1回算定
	サービス提供体制強化加算 (I) 介護福祉士の割合が 70%以上、もしく は勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 25%以上の場合	(I) 7, 627円 (1月あたり)
サービス提供体制強 化加算	サービス提供体制強化加算(II) 介護福祉士の割合が 50%以上の場合	(Ⅱ)6,508円 (1月あたり)
	サービス提供体制強化加算 (III) 介護福祉士の割合が 40%以上、もしく は常勤職員の割合が 60%以上、もしく は勤続7年以上の者が 30%以上の場合	(Ⅲ)3,559円 (1月あたり)
科学的介護推進 体制加算	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合。 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合	406円 (1月あたり)
生産性向上推進体制加算	(I)見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を行い、成果が確認された場合	(I) 1, 017円 (1月あたり)

	(Ⅱ) 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行った場合	(Ⅲ)101円 (1月あたり)
(旧)介護職員処遇 改善加算(I)※	(I)介護職員の定着や従業者の質の向上を目的としての加算。国の定める算定要件を全て満たしている場合	(I) 所定単位数にサービス別加算率(10.2%)を乗じた単位数で算定(2024年5月31日まで)
(新)介護職員等処 遇改善加算(I)※	(I)介護職員の定着や従業者の質の向上を目的としての加算。国の定める算定要件を全て満たしている場合	(I) 所定単位数にサービス別加算率(14.9%)を乗じた単位数で算定(2024年6月1日から)
(新)介護職員等処 遇等改善加算(Ⅱ) ※	(Ⅱ)介護職員の定着や従業者の質の向上を目的としての加算。国の定める算定要件を全て満たしている場合	(Ⅱ) 所定単位数にサービス別加算率(14.6%)を乗じた単位数で算定(2024年6月1日から)
(旧)特定処遇改善 加算(I)※	(I)介護職員の定着や従業者の質の向上を目的としての加算。国の定める算定要件を全て満たしている場合	(I) 定単位数にサービス別加算率(1.5%)を乗じた単位数で算定(2024年5月31日まで)
(旧)特定処遇改善 加算(Ⅱ)※	(Ⅱ)介護職員の定着や従業者の質の向上を目的としての加算。国の定める算定要件を全て満たしている場合	(Ⅱ)所定単位数にサービス別加算率 (1.2%) を乗じた単位数で算定 (2024年5月31日まで)
(旧)介護職員等ベ ースアップ等支援加 算※	介護職員の定着や従業者の質の向上を 目的としての加算。国の定める算定要件 を全て満たしている場合	所定単位数にサービス別 加算率 (1.7%) を乗じた 単位数で算定 (2024年5月31日まで)

(注) ※印の加算が区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

## ※ 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応(短期利用居宅介護)

(1) 短期利用居宅介護費(1日につき)

要介護度	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護
	1	2	1	2	3	4	5
1. サービス 利用料金	4,312 円	5,400 円	5,817 円	6,508 円	7,210 円	7,902 円	8,573 円

①利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門 員が、緊急に利用することが必要と認められた場合であって、指定小規模多機能型居宅介 護支援事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対 する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。

- ②利用の開始に当たって、あらかじめ 7 日以内 (利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14 日以内) の利用期間を定めること。
- ③宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期 利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。

【加算】以下の用件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の用件	加算額		
加昇の性類	加昇収用件	基本利用料		
認知症行動・心理症 状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合。利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定	2,034円 (1回あたり)		